

日本語教室ボランティア研修



外国人の

知っておきたい 在留資格の基礎知識

北九州市には現在、約1万4千人の外国人が住んでいます。地域の日本語教室で勉強している人、日本語学校や日本語教育機関で勉強している人、企業で働いている人やその家族など・・・外国人が日本に滞在するには、何らかの「在留資格」が必要です。

「ビザと在留資格って何が違うの?」「どんな在留資格だったら働けるの?」
在留資格について知ること、みなさんの周りの外国人をさらに身近に感じられるのではないのでしょうか?

この講座では専門家に在留資格などについて、わかりやすく教えていただきます。



2023年

6月17日(土)

13:30~15:30

◆会場

八幡西区生涯学習総合センター「204会議室」
北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2階

◆対象

日本語教室で活動している方
外国人支援に携わる方 その他関心のある方

◆参加費

無料

◆第1部

在留資格とは?

【講師】

福岡出入国在留管理局
北九州出張所
坂爪 佳奈氏
椿 淳也氏

◆第2部

よくある相談と質問

【講師】

福岡県行政書士会
持主 智子氏
長尾 恵美子氏

お申し込み・お問い合わせ

- ◆申し込み方法：① Eメール nihongokyouiku@kitaq-koryu.jp あてに『6月17日(土)研修申し込み』と記載いただき、氏名・住所・電話・Eメールアドレス「行政書士の先生に質問したいこと、知りたいこと」を書いてお送りください。

- ② QRコードよりお申込みください。



◆お問い合わせ

公益財団法人 北九州国際交流協会 (担当: 山根・石井)

☎ 093-643-5931 <https://www.kitaq-koryu.jp/news/>

ホームページからも
お申し込みできます!



よくあるQ&A

Q:留学生は働けないってホント?



A:その通りです。

在留資格「留学」というのは、日本で教育を受ける活動を許可するという在留資格であって、就労ができる在留資格ではありません。ただし、本来の活動である就学活動を阻害しない範囲であれば、「資格外活動許可」を取ることによって、週に28時間までのアルバイトができます。

Q:日本語教室の学習者が「国にいる家族を日本に呼びたい。一緒に暮らしたい」と言っています。

A:その学習者さんの在留資格はなんですか?

また呼び寄せたいご家族はどなたですか?その方は何歳ですか?

学習者さんの在留資格によって、また学習者さんご家族の関係によって違うんです。

毎月第2土曜日に、北九州国際交流協会(コムシティ3階)で行政書士会による無料の相談会を行っています。通訳をつけることもできますので、ご予約の上、ご相談にお越しください。



公益財団法人 北九州国際交流協会 Kitakyushu International Association

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3-15-3

コムシティ3階

TEL:093-643-5931

FAX:093-643-6466

Email:kia@kitaq-koryu.jp

HP:https://www.kitaq-koryu.jp

【開館日】

月曜日～土曜日(年末年始・祝日を除く)

9:00～17:30

